

令和9年度 大牟田市学童保育所・学童クラブ利用に関する重要事項確認書兼同意書

以下の内容をご確認のうえ、各項目にチェック☑し、ご署名をお願いします。

※ 本確認書のチェック・ご署名がない場合、入所決定をすることができません。

※ 提出いただいた確認書は控えをお渡しすることができないため、内容を保管しておきたい場合は、提出前に各自で写しを取っていただくようお願いします。

※ 本確認書はお子様お一人ごとに一枚必要です。

【1】総則

チェック欄

①	「令和9年度新年度入所のお知らせ」の内容を十分確認し、記載事項を了承した上で学童保育所・学童クラブに申し込みます。	☐
②	本確認書の各項目のうち「入所承認を取り消すことがあります」と記載している事項については、状況の確認や改善に向けた対応を促した上で、なお改善が見られない場合等に、入所承認の取消しを行うことがあります。ただし、児童または職員の安全に重大な危険が及んだり、学童の運営に著しい支障が生じたりすると判断される場合は、直ちに利用の停止または入所承認の取消しを行うことがあります。	☐

【2】学童保育所・学童クラブ及び大牟田市からの伝達事項

チェック欄

③	申込内容の確認のため、就業先や保護者へ連絡することがあります。	☐
④	申込内容(住所や勤務先等)に変更が生じた場合は、速やかに変更後の内容がわかるものをご提出ください。	☐
⑤	ご提出いただいた個人情報適切に保管し、目的外の利用はいたしません。	☐
⑥	運営事業者は、職員が入所児童の人権を尊重し、体罰・暴言・無視その他の不適切な関わりを行わないよう、定期的な研修を実施するとともに、適切な保育環境の維持に努めます。職員による不適切な対応にお気づきの場合は、各学童の運営事業者または子ども育成課までお申し出ください。	☐
⑦	日頃の保育の中で児童の身体・衣服・言動等から虐待が疑われる兆候を発見した場合、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律に基づき、保護者の同意の有無にかかわらず、速やかに児童相談所等へ通告します。	☐
⑧	同居していない祖父母等、入所申込書に記載のない方のお迎えがある場合は、事前に学童へお知らせください。事前の連絡がない方への児童の引き渡しは行いません。	☐
⑨	児童が体調不良・負傷等の状態になった場合は、速やかに保護者へご連絡します。運営事業者が緊急性が高いと判断した場合は、保護者連絡と並行して救急車の要請または医療機関の受診等、必要な措置をとります。	☐
⑩	傷害保険等に加入し、学童利用時や登降所時の事故等に備えます。	☐

【3】注意事項

チェック欄

⑪	入所児童について、集団生活の中で個別の配慮や見守りが必要と市及び運営事業者が判断した場合、保護者の方へ現状をお伝えし、加配支援員の配置等、今後の対応についての協議をさせていただくことがあります。入所児童と他の児童にとって最適な保育環境を整えるため、ご協力をお願いします。	☐
⑫	学童での適切な支援のため、必要に応じて小学校や卒園された保育所等の関係機関と児童の状況等について情報共有を行うことがあります。	☐
⑬	入所児童が施設や備品等を故意に損壊した場合等、備品等の修理に係る費用を保護者に請求することがあります。	☐
⑭	申込内容に虚偽の記載があった場合、入所承認を取り消すことがあります。	☐
⑮	学童の開所時間外の利用はできません。午後7時までにお迎えに来られないケースが続く場合、入所承認を取消すことがあります。(お迎えが遅れる特別な事情がある場合は、必ず事前に学童へご連絡ください)	☐
⑯	利用料は毎月末日までに当月分をお支払いください。利用料の滞納が2か月以上に及んだ場合は、督促状の送付及び納付相談を行います。督促・納付相談後もなお納付されない場合、入所承認を取り消すことがあります。	☐
⑰	学童では、子どもたちが安心安全に集団生活を送れるよう、各運営事業者において様々なルールを定めています。このルールが守られず学童の運営に支障をきたす場合、入所承認を取り消すことがあります。	☐
⑱	入所児童による集団生活を著しく損ねる行動や、他児童・職員に危害を加える行動が見られる場合、入所承認を取り消すことがあります。	☐
⑲	入所児童の保護者による職員や他児童・他保護者に対する暴言・威圧的言動、暴力(またはその示唆)、不当な要求・謝罪の強要、執拗なクレーム、誹謗中傷等の行為が見られた場合、入所承認を取り消すことがあります。	☐

上記の事項について内容を十分に理解しました。また、各項目を遵守することに同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名(自署):